

日本大学松戸歯学部同窓会広島県支部会則

平成18年4月1日発足

第1章 総 則

第1条 本会を日本大学松戸歯学部同窓会広島県支部とする。

第2条 本会は歯科医学ならびに母校の発展に寄与し、併せて会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第3条 本会事務所を支部長宅に置く。

第2章 事 業

第4条 本会は次の事業を行なう。

学術研修会の開催、会員の慶弔及びその他の必要な事項。

第3章 会 員

第5条 本会は次の会員を以って組織する。

日本大学松戸歯学部の卒業者並びに本会の趣旨に賛同、役員会を於て推薦され、且つ本部に於て承認を得た者。

第4章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

支部長1名、副支部長数名、幹事長1名、副幹事長数名、常任幹事若干名、幹事若干名、監事数名。

第7条 支部長は会務を統理し、副支部長は支部長を補佐する。幹事長は支部長の旨を受けて会務を掌理し、幹事は会務を分掌し、監事は会務を調査する。

第8条 支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、幹事、及び監事は、総会に於て会員中より選出し、常任幹事は幹事中より互選する。

第9条 役員任期は2年とする。但し、重任を防げない。

第10条 本会は顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は総会の議を経て、支部長がこれを推薦する。

第5章 会 議

第11条 会議を分けて常任幹事会、全幹事会及び総会とする。

第12条 幹事会は支部長が随時これを招集し、会務を処理し、審議する。

第13条 定時総会は毎年1回これを開く。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第14条 会議の議決は、出席者の過半数による。

第6章 会 計

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及び雑収入を以ってこれに充てる。

第16条 会員は会費として1年24,000円を納入するものとする。

第7章 旅費規定

第17条 本部の行事に出席した場合、往復旅費を支給する。

第18条 役員会召集の場合、開催地の役員を除く出席役員に、往復旅費を支給する。

第8章 慶弔規定

1. 慶事に関する事項

①会員本人が表彰や勲章を授与された場合は、支部長に一任する。

2. 弔事に関する事項

①会員本人死亡の場合……生花又は花輪を贈り、弔電を打つ。

②会員配偶者の死亡の場合……生花又は花輪を贈る。

③同一家族が死亡の場合……生花又は花輪を贈る。

※ 上記の決定は総会の決議を経てからとするが、暫定的に平成18年4月1日より施行する。